

報道用資料

令和 4年 1月27日
担当課 こまどり病院業務課

標題 (行事名)	市立稚内こまどり病院の入院病床の休床について
日時 場所 内容 問い合わせ 等	<p>市立稚内こまどり病院は、平成 15 年 3 月 1 日に国立療養所稚内病院を稚内市が国から移譲され、45 床の療養病床を有する病院として開院しております。市立稚内病院が、稚内市を中心とする宗谷 2 次医療圏の急性期医療を担っているのに対し、当院は、慢性期医療を担ってきました。</p> <p>病院事業の看護職員は、ここ数年、退職人数が採用人数を上回る状況が続いており、当院においても看護職員の退職が続いてきたこと、また、市立稚内病院は、第二種感染症指定医療機関の指定を受けており、そのための体制強化の影響もあり、病院事業全体として看護職員が不足していることから、現状の入院医療体制を維持することが難しい状況となりました。</p> <p>そのため本年 4 月 1 日より、市立稚内こまどり病院の療養病床 45 床を休床することとし、市立稚内病院に入院機能を集約し、病院事業全体として看護体制の再構築を図ることにより、医療提供体制の維持に努めていくことといたしました。</p> <p>休床に伴う今後の対応としましては、現在、入院されている患者は、基本的には市立稚内病院への転院で入院先を確保するとともに、その後の他院への患者受入れ依頼や、施設入所待機中の入院患者の介護施設入所を促すなどの退院調整を市立稚内病院が行っていくこととなります。</p> <p>尚、市立稚内こまどり病院の外来診療については、診療を継続いたします。</p>
作成者	こまどり病院業務課 担当者 熊谷 幹男 (電話 23-2300)